

四日市市告示第124号

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱（平成11年四日市市告示第358号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 （略） 3 この要綱は、第15条及び第16条の規定を除き、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。	附 則 1 及び 2 （略） 3 この要綱は、第15条及び第16条の規定を除き、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

第1号様式を次のように改める。

第2号様式を次のように改める。

第5号様式を次のように改める。

第7号様式を次のように改める。

第9号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第41号）	(略)	
四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱（平成15年四日市市告示第312号）	(略)	
(略)		

改正前
(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱 (平成30年四日市市告示第41号)	(略)	
<u>四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱(平成11年四日市市告示第358号)</u>	<u>第1号様式、第2号様式、第5号様式、第7号様式及び第9号様式</u>	<u>第9号様式については、署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る。</u>
四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱(平成15年四日市市告示第312号)	(略)	
(略)		

(商工農水部工業振興課)